

県機関の協働による要保護児童対策地域協議会の運営支援 ～被災地における市町村支援とネットワーク作り～

気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班 ○技師 巖岩美之
東部児童相談所気仙沼支所 家庭支援班 主任主査 加藤亮太

Key words: 要保護児童対策地域協議会, 市町村支援, 保健・福祉の連携・協働

I はじめに

管内市町には、「要保護児童対策地域協議会」（虐待を受けた子どもや要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行う法律に基づいた関係機関のネットワーク）（以下「要対協」）は設置されていたが、内容は児童の現状報告の会議と研修となっていた状況があった。東日本大震災により、管内は甚大な被害を受け、また、震災後の行政の業務量は膨大となり、従来の業務の実施は困難であり要対協も実質中断していた。震災により、児童と家庭の生活状況が大きく様変わりし、様々な問題を抱える児童が増えている現状があった。そのような状況の中で問題を抱えた児童、家庭に対して効果的な支援を行っていくために、要対協運営の主体である市町の保健・福祉担当課への支援を、県機関が相互連携し、早期に要対協を復活させるとともに、より実効性のある地域ネットワークの構築を図っていくこととしたものである。

II 活動内容

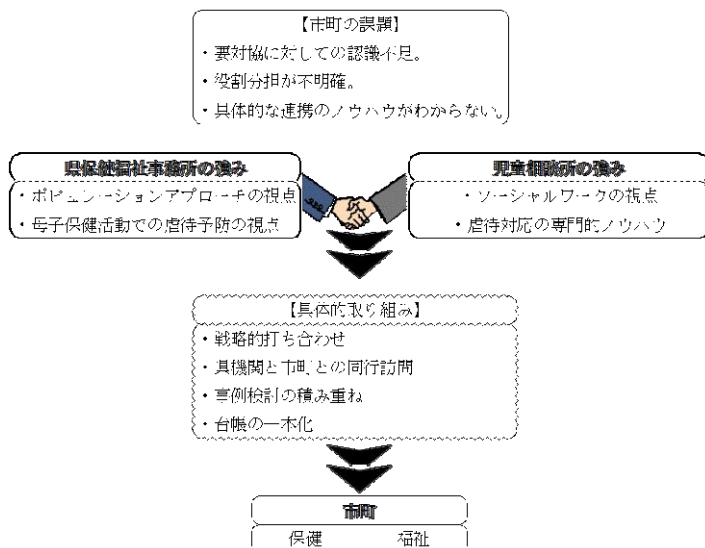


表1 要対協活動実績

		代表者会議	支働者会議	個別ケース検討会
平成23年度	気仙沼市	なし	6回	5回(4ケース)
	南三陸町	なし	なし	なし
平成24年度	気仙沼市	1回	10回	8回(4ケース)
	南三陸町	1回	8回	14回
平成25年度	気仙沼市	1回	9回	7回(5ケース)
	南三陸町	1回	1回	7回(4ケース)

※平成25年度分は平成26年1月1日現在

III 考察

効果

- ・要対協の共通認識が図られた。
- ・台帳が一本化され進行管理がしやすくなった。
- ・県機関同士・市町担当課（保健・福祉）の連携が強化された。

⇒ 問題を抱える子どもや家庭に対する厚みのある支援ができるようになった

IV 結論

震災後、子どもや家庭を巡る問題は増加傾向にある。複雑な問題に対して、単独機関での支援には限界がある。県機関と市町がお互いの強みを活かしながら市町と協働し、補いあって支援していくことが必要である。そのためにも子どもや家庭を支援するネットワークである要対協のさらなる充実を図っていく必要がある。今後も県の機関同士が連携しながら市町の支援を継続していきたい。

わたしたちの使命は子どもたちの未来を守ることにある。それが震災の復興に繋がっていくと信じています。

VI 引用・参考文献

- 1) 厚生労働省（2007）「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」
- 2) 厚生労働省（2010）「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」